

1. 意見の募集方法

【意見募集期間】 平成21年1月16日(金)～平成21年2月15日(日)

【告知方法】 電子政府の総合窓口、環境省ホームページ・記者発表

【意見提出方法】 電子メール、ファックス、郵送

2. 意見募集の結果概要

【受付数】 35通 (電子メール 32通、FAX 3通)

【延べ意見件数】 119件

3. 意見の概要及び意見に対する考え方

(1) 基準・規格の設定の考え方等に関する事項(9件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
基準設定の考え方	成分規格については、アメリカやEUの規格の後追いではなく、日本のフードは安全と言える様な先進的な基準作りを進めてほしい。	1	基準・規格の設定に当たっては、ペットフードによるこれまでの被害事例やペットに対する健康影響の強さ、原料の汚染状況、諸外国における規制状況などに関する情報を収集した上で、対象となる物質を選定し、科学的知見に基づき、ペットフードの安全を確保するために必要と考えられる安全基準を設定しているところです。 したがって、諸外国の基準・規格と必ずしも一致するものではありません。 基準・規格の設定が必要な成分のうち、有機塩素系農薬のように一定の科学的知見が得られている場合には、専門家の意見を聴きながら、暫定的な安全基準として指導基準を設定するとともに、必要な科学的知見を追加収集した上で、本基準を設定したいと考えております。
	毒性が高いもので本来は含有自体があってはならないものの規制に限定され、あまりに甘い規格。人の食料、家畜の飼料と同様の対象範囲とするべき。	3	
	飼い犬猫は毎日、一生の間ペットフードしか与えられていないことが多く、これら化学物質による体内汚染は人間以上であることも考慮すべき。		
	省令案に上げられている成分以外についての検討が遅すぎる。検出例の少ないものであっても、有害なものを排除するという姿勢に立った規制をおこなうべき。今回の案で見送られた物質についても暫定値による規制を実施することも可能だと考える。	3	
	重金属や有機塩素系農薬などを、次年度以降に検討し、今後順次増やしていくのであれば、その旨を省令の制定、公布の際に広く発表してほしい。		
	安全なフードを提供してほしいが、過度な基準設定、企業拘束等には賛成できない。海外先進国と同じ基準で現段階はよい。	1	
	各種基準を急速に厳しいものにしていくと、企業運営そのものが難しくなってくる企業が出てくるため、安全や品質の基準を段階的に上げていくことが肝要。	1	

(2) 成分規格に関する意見(16件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
かび毒、残留農薬	海外のペットフードで基準のない農薬に関して規定することに反対。輸入が出来なくなったり、経済的負担が増えるなど結果として消費者に不利益になる。犬猫の健康被害の報告がないなら根拠不明瞭で非関税障壁とも受け取られかねない。 過去にペットフードによって犬猫が健康被害を受けた、もしくは受ける可能性が高い有害物質に限り規制するべき。 特に、メタミドホスは、工業会実施のペットフードの分析からも検出されていない農薬であり、ギョウザ事件が残留農薬によるものでない以上、必要性は皆無であり、絶対に規定すべきではない。	4	ペットフードの調査において検出件数が多い成分に加えて、ペットフードの原材料として食品や飼料が幅広く使われている実態を踏まえ、ペットフードの主な原料となるとうもろこし、小麦及び米に関する検査において、複数年で検出が認められた農薬成分について安全基準を選定しました。 また、基準値の設定に当たっては、ペットフードの原料となる食品又は飼料の基準値から、ペットフードにどの程度まで含まれる可能性があるかを推計し、ペットの健康に影響を及ぼさない範囲に納まることを確認した上で、基準値を設定しております。
	アフラトキシン(かび毒)や残留農薬について、食品衛生法や海外の規制のうちの厳しい基準に合わせ、数値を下げるべき。 例えばメタミドホスは、人の食品では米、小麦などで0.01ppmであり、もっと低い基準値に抑えることが可能。	2	
添加物	国内外のペットフードの製造会社に対して、使用している添加物の全リストの提出を求め、食品安全法や飼料安全法にも照らしながら、順次すべての添加物に関して安全性の評価を行うべき。	2	添加物は、一定の効果を得るために添加するものであり、製造業者はその効果や安全性を確認した上で使用すべきものです。しかしながら、一部の添加物については、適正な量を超えて使用された場合、ペットの健康に影響を及ぼすおそれがあることから、使用量に関する上限値の設定などを行っております。 今後も、ペットの健康への影響が懸念される添加物については、専門家の意見を聴きながら、基準値の設定などを検討していきます。
	悪影響を及ぼす可能性があるものは使用を禁止すべき。 (エトキシキン、BHA、BHT、硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、トコフェロール、赤色2、3、40、102、104－106号、黄色4、5号、青色1、2号の使用を認めるべきではない。保存料や薬品の使用は禁止すること。)	2	
	エトキシキン、BHT、BHAの有毒性について再調査すべき。 ・エトキシキンは単独基準とし、限定的な許可条件を明確にする。 ・BHA、BHTについて、人の食品以上に厳しく使用を制限してほしい。	3	
	エトキシキンの基準値がEUでは100mg/kgであるので、EUでの製造で75mg/kg-100mg/kgのエトキシキンが含まれていることも考えられる。現状としてEUでこの基準値のエトキシキンで問題になったことはないようなので、米国で推奨値の75mg/kgではなく、EUに合わせたほうが良い。	1	
経過措置	成分規格への適合はいつから開始されるのか。 製品の基準規格への適合状況について確認作業が必要となり、法令遵守をより確実とするため、原材料や配合の変更を実施する場合には、より多くの準備期間が必要となる。	2	基準・規格の適用に先立ち、関係者への周知も含め、法令遵守に必要な準備期間を設けることとしております。

(3) 製造の方法の基準に関する意見(9件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
プロピレングリコール	危険な化学物質を食品に用いることは大変危惧され、猫のみでなく犬等においても使用を禁止することを要望する。	1	本規定は、プロピレングリコールが保湿剤としての効果を持ち得るほどペットフードへ添加された場合、猫の赤血球を減少させるおそれがあることから、添加物として猫用ペットフードに利用することを禁止するものです。 ただし、御指摘のように猫用ペットフードの保湿剤として添加するのではなく、猫への健康影響がない範囲内で原材料由来のプロピレングリコールが微量含まれるような場合についてまで規制するものではありません。
	プロピレングリコールは香料の基材として広く使用されており、微量がペットフードに含まれる場合があるので、「猫用ペットフードには保湿剤として用いてはならない」または、「猫用ペットフードには用いてはならない。ただし、香料等に由来するプロピレングリコールが製品に0.05%以下含まれることはさしつかえない」等の規定が適当である。	1	
病原微生物	「病原微生物」の制御に関して、製造中、製造後の二次汚染に関しての基準がない。製造方法もさることながら、製造環境についても考慮されるべき。 また、海外の工場の製造環境や施設の衛生管理状況に関して、何らかの方法で確認するか、「有害微生物」に関する基準を設ける必要があると考えられる。	1	ペットフードの製造過程で病原微生物が増殖することを防止するため、製造方法に関する基準を設けることとしております。 使用段階や保管段階における病原微生物による汚染、増殖を防ぐために必要な留意事項については、飼養者向けのガイドラインに記載し、今後、飼養者に対する周知、注意喚起を進めていきたいと考えております。 また、ペットフードの安全確保に関して、国内外の事業者に対して基準・規格の周知を進めるとともに、輸入品の安全確保に関して第一義的に責任を有する輸入業者に対する立入検査を進め、必要に応じて、海外の製造環境等についても確認していきたいと考えております。
有害な物質、病原微生物等	有害な物質、病原性微生物と述べるだけでは漠然としているので、具体的にどのような種類がありどのような危険性があるかについて、今後解説書(ガイドライン)等を発行し紹介していただきたい。どのような病原性微生物が、製造から、保管、販売等の流通のどの段階で発生、増殖するおそれがあるか、またその病原性微生物の種類や発症時の病態等についても、解説書等の中で示していただきたい。	2	有害な物質、病原微生物とは、その性状や含有状況などから考えて、犬、猫の健康を損なうおそれがあるものをいいます。具体的にどのようなものが該当するかについては、犬及び猫への健康影響の強さ等により判断されるべきものと考えております。
	ペットフード製造に関する規制基準に異物混入を防ぐ項目を追加してほしい。 このままでは「物理的危害原因物質」、つまりガラス片・金属片などを含むペットフードを規制することができない。	1	

畜産副産物等	疾患により死亡したと考えられる動物の肉などを用いることに対しての一文があればと思う。原材料には、危険なものもあり、それによる弊害に対しても未来を見越して考慮されるべきで、議論されるべきである。 有害な物質や病原微生物にこのような材料が含まれないなら、明確に表記し、粗悪な材料の使用の規制を徹底して欲しい。 特にBSE発生国からのペットフードに関しては、「肉骨粉」の使用規制等の基準が必要。	3	有害な物質、病原微生物とは、その性状や含有状況から犬、猫の健康を損なうおそれがあるものをいい、製造方法に関する基準を設けることによって、原料由来の病原微生物が増殖することがないようにしております。 BSEについては、犬での感染例の報告はありません。また、BSEが多発した時期の英国において、猫での感染例が合計89頭報告されましたが、飼料原料に対する規制を行い、BSE発生数が減少した後は、猫での感染例は報告されていません。 このことから、現在では健康影響の懸念はないと考えられることから、現段階では安全基準は設けておりません。 なお、ペットフード業界による自主規制(牛肉骨粉の不使用)は継続されます。 今後、国際的な動向を踏まえ、必要に応じて専門家の意見を聴きながら、適切な措置を講じていきます。
--------	---	---	---

(4) 表示基準に関する意見(51件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
名称(医療食の扱い)	名称を記載する際に、療法食はその旨をはっきり表示し動物病院、獣医師のみ取扱にするのか、一般販売も可能なのかはっきりさせた方がよい。現状で一部の通販を行う企業が動物用療法食、動物用医薬品を動物を診もせずネット販売している。	1	名称については、ペットフードが誤って与えられることのないよう、対象が犬であるか猫であるかがわかるように表示することを義務付けることとしました。 療法食については、本基準で規制するものではありませんが、関係事業者において適切な取扱をお願いしたいと考えています。また、動物用医薬品や医薬品的な効能を表示したペットフードについては、ペットフード安全法ではなく、薬事法に基づき規制しております。
賞味期限	消費者が自ら判断できるように最終工程の製造年月日を併せて表示することとしてほしい。	8	安全確保や問題発生時の原因究明、表示の実態、食品での表示方法などを考慮し、「賞味期限」の表示を義務化することとしました。 ただし、事業者が自主的に製造年月日を記載することは可能です。
事業者名	商品への事業者の表示について、「販売業者」の氏名としてグループ名の使用が可能かどうか、現状の省令では定義付けが不明瞭。	1	「販売業者」の氏名としてグループ名を使用することの可否については、本基準を補足するために、作成中の事業者向けマニュアルの中で整理したいと考えています。
原産国名	原材料が海外のものであり、最終加工地のみ日本の場合は『加工地・日本』とし、全ての原材料を日本国内で賄った場合のみ『国産』と表示できることを望む。	1	ペットフードには一般的に多くの原材料が用いられており、すべての原材料を同一国で賄うことは極めて困難です。本基準では、製品を特定するための重要な情報として、「原産国名」の表示を義務付けることとし、具体的には最終加工工程(パッケージ加工のみは該当しません。)を行った国を記載することとしました。
	パッケージを一度開封してパッケージし直す場合もあるため、最終加工工程を完了した国だけではなく、最終的にパックした場所も明記させるべき。	1	

原材料	原材料は、ペットフードでは食品のような厳密な100%表示はありえない。中小の輸入業者では製造元からの開示が困難なこともある。 メインのものだけで十分であり、メーカーが原材料を気にすることで価格を上げるほうが心配。安全に直接関連しない細かな表示の是非は商品を購入する消費者の選択にゆだねるべき。 また、解釈間違いによる違反がないよう、「原則として」の詳細を説明すべき。	4	今回の表示基準に関しては、アレルギーによる健康被害を考慮し、原則として使用した原材料をすべて記載することを義務付けることとしておりますが、「原則として」とは、製品に影響を及ぼさない加工助剤(ペットフードの加工の際に添加されるものであって、そのペットフードの完成前に除去されるもの等)などの表示を省略することを想定しています。 御指摘のように拡大解釈や誤解されることがないよう、作成中の事業者向けマニュアル等の中で整理させていただきたいと考えております。
	「原則として」は削除し、逃げ道をつくらず、加工食品と同様に使用原材料をすべて表示すべき。	3	
	わかりやすい表示が必要であり、分類名(魚類、肉類、穀類等)のみによる漠然とした表示も可とすることには反対。 アレルギーなどの疾患を持つ場合には、正確な表記が欠かせない。 BSE規制の観点からも、肉類に関しては「分類名＋個別名」の表示を義務付ける必要がある。	7	ペットフードを安定的に供給し、かつ、ペットが必要とする栄養成分を満たすため、ペットフードの調達原料や調達先を変更せざるを得ないことがあることを考慮し、分類名による表示も可としたところ です。 なお、アレルギーについては、研究がさらに進み、今後、表示方法について見直す必要が生じれば、専門家の意見を聴きながら検討していきたいと考えています。
	使用した原材料の全表示において分類名による記載ができることは歓迎。	1	
	ペットフードの原料は、と畜場に送られる前に何らかの理由で死亡した豚や鶏、およびと畜場で解体された家畜の肉以外の産物(内臓、骨、血、羽等)が大量に含まれており、これらは畜種別の「畜産副産物」として明確に表記することを義務付けるべき。	2	
原材料(添加物)	添加物は、「甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤及び発色剤」に限定することなく、「すべての添加物」について表記し、用途名を併記していただきたい。栄養素とはならない増量材等についても用途を明記することとしていただきたい。	2	添加物に関しては、原則としてすべて表示することとします。 用途名に関しても、ペットフードにおける使用状況を踏まえた上で、食品で行われている表示と同等の表示を行うことにしました。
	添加物において保存料など6種類についての用途名併記は可能。	1	
原料原産国名	原材料ごとの原産国表示を、最低限主要材料(例えば使用量が多いもの上位5つ、あるいは全体の8割までなど)については、義務付けてほしい。 原材料ごとの原産国表示は困難だとしても、製造販売業者は原材料ごとの原産国名をそれぞれわかるように表示した帳簿を備え付け、問題が発生した場合には行政や消費者の求めに応じて情報開示することとしてほしい。	12	ペットフードでは原料調達先を変更せざるを得ない場合があるため、現時点では、原料原産国名の表示は義務化しませんが、問題発生時の原因究明の観点から、製造業者に対し原材料の仕入れ先の氏名等の記帳を義務付けることとします。さらに、製造業者等において、原材料の原産国名などの記帳についても取り組んでいただくよう促したいと考えています。
	今回求められていないが、原料原産国表示は費用、版の納期も含め実状不可能。例えば原料肉としてのササミは、価格や供給状況から国産、ブラジル産、米国産を使用し、それらが混合される場合もある。食品でも未だ未実施の段階と認識。	2	

経過措置	表示変更（現行の公正競争規約からの変更）の場合、多数の製品の表示を順次切り替えることとなり、切替えの間も欠品を出すことはできない。準備期間は、最低1. 5年から2年間必要。 また、準備期間は、店頭の入替わりまでを含めた期間ではなく、変更商品の出荷までの期間としてほしい。	4	表示基準の適用に先立ち、関係者への周知も含め、法令遵守に必要な準備期間を設けることとしております。
	表示に関する制約も、人の食品なみに一気に厳しくするのではなく、段階的に指導していくべき。	1	表示基準については、安全確保の観点から必要な情報の表示を義務付けるもので、消費者にとってわかりやすく、かつ、事業者にとって unnecessary コストアップを強いるものとならないことに留意し、専門家の意見を聴きながら設定しました。

(5) その他の意見(34件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
規制の対象	主食となるペットフードだけではなく、おやつも対象であるべき。 歯磨きジェルや食糞防止用錠剤等の口に入れるもの全てに広げて欲しい。	2	おやつもペットの栄養に供するものであり、基準・規格による規制対象となります。 なお、ペットフードに該当するかどうかは、ペットの栄養に供されるかどうかを基本として判断することとなります。
規制の対象	犬・猫以外の全ての家庭飼養動物フードも早急に対象とすべき。	5	犬猫以外のペットについては、今後の法律の施行状況、安全に関する知見の蓄積等を踏まえて、必要に応じて検討することとします。
立入検査	定期的な立入検査を義務付け、統一した検査項目を細かく定め、一つでもパスしなければ販売業を停止させるのと同等の罰金を課すべき。 規格等の遵守を第三者機関によって定期的に調べるべき。	2	基準・規格の遵守状況については、法律に基づき、農林水産省、環境省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが無通告で立入検査を行い、違反が認められた場合には、必要な措置を講じていきます。
違反の罰則	偽装表示や不適切な原材料の利用をはじめ、各項において偽装が明らかになった際の、厳しい罰則を設けること。	8	違反した場合の罰則は、法律に規定されています。(基準・規格の違反は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金)
輸出業者	輸出業者も、同じ基準の適用を希望する。	5	本法は、我が国において流通する製品を規制対象とするものです。 諸外国で流通する製品に対する規制については、その国が決定すべきものであるため、輸出用製品に対してまでは、我が国の基準・規格を適用しないという趣旨です。
情報開示	安全性を証明する情報の開示が必要。(データや全成分比の開示の義務化、第三者機関による証明)	2	基準・規格の遵守状況については、農林水産省、環境省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが立入検査等を実施し、さらにサンプルの分析を行って確認し、結果をホームページで公表することとしております。
賞味期限	賞味期限について、1年以上も賞味期限が有効な動物飼料もあり、保存期間が長いほど、保存料が多量に使用されているため、半年以内の飼料が望ましい。	1	しかしながら、ペットフードの安全確保に関しては、その事業者が一義的には責任を有しており、各事業者において品質管理を含めて必要な措置を講じていただく必要があると考えます。 賞味期限については、製品の安全確保の観点から、事業者が適切に設定すべきであると考えています。なお、賞味期限の設定方法については、作成中の事業者向けマニュアル等の中で整理したいと考えています。
保管	国産・輸入に関わらず、製造ロット毎の保管は賞味期限後も適宜期間制定し保持を希望する。	5	ペットフードのランク付けについては、品質に関する問題であり、安全確保を目的とする本法で規制することは適切ではないと考えられます。
ランク付け	国でもきちんと動物の餌の内容を調べてランク付けをしてほしい。	1	

意見募集の手続き	意見募集手続きについて、農林水産省ホームページからはリンクされておらず、行政手続法第39条等に違反しているため、手続きのやり直しが必要と考える。	1	本パブリックコメントは、電子政府の総合窓口及び環境省のホームページからアクセス可能であり、行政手続法に基づき適正に実施しております。
事業者への周知徹底	新しいルールが事業者に正しく理解されるよう、詳細な解説書と説明会等による理解の浸透が欠かせない。	1	事業者向けマニュアルの作成、説明会の開催、リーフレットの配付等により、事業者に対して基準・規格の遵守等を周知徹底していきます。
分析の実施者	成分規格についての分析は誰がどのように実施するのか。 分析の頻度やレベルについては各会社の責任において実施するのが 適当。	1	成分規格の分析方法の開発は、(独)農林水産消費安全技術センターにおいて検討中であり、開発が完了した段階で、関係者への周知及び公表を行いたいと考えております。 なお、実際の分析は、センターが立入検査を実施した際に行いますが、製品の安全管理の観点から、各事業者が行うことも想定しております。その分析頻度等に関しては、各事業者がその製品特性等を踏まえて、適切に判断すべきであると考えております。